

建築基準法第43条第2項第1号に関する認定基準

(府中市)

(運用指針)

第1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第2項第1号の規定に基づき、市長が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認定審査するものは、第2に定める基準のいずれかに該当するものとする。

(基準)

第2

基準1 この基準は、敷地と道路の間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、避難及び通行上支障がなく、道路に有効に接続する幅員2メートル以上の通路が確保されている敷地に適用する。

- (1) 管理者の承諾又は同意が得られた水路
- (2) 地方公共団体が管理する認定外道路等
- (3) 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地で、事業者の承諾又は同意が得られたもの

基準2 この基準は、道路に有効に接続する、地方公共団体から幅員4メートル以上の確認が得られた道路状の公有地等(以下この基準において「公有地等」という。)に、2メートル以上接する敷地(以下この基準において「敷地」という。)に適用する。

2 延長35メートルを超える行き止まりの公有地等に接する敷地であって、延長35メートルを超える区域において当該公有地等と敷地の全部又は一部が接するものについては、敷地内に次の各号のいずれかに該当する部分を設け、当該部分を道路状に整備し、一般の通行の用に供すること。ただし、公有地等が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4に定める基準に準じていると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 昭和45年建設省告示第1837号に定める転回広場
- (2) 公有地等(延長35メートルを超える区域に限る。)の中心から3メートル後退した空地

基準3 この基準は、次の各号に該当する幅員4m以上の道に2m以上接する敷地に適用する。

- (1) 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第82条に適合するもの
- (2) 府中市道路(位置)指定等の手引き(平成24年4月1日)IV第1に適合するもの

(その他)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。